

農林水産部工事等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、京都府農林水産部の所管する土木工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として農林水産部が所管する工事等で、工事請負契約書に基づく土木工事及び測量・調査業務等委託契約書及び土木設計業務等委託契約書に基づく業務委託で、その請負又は委託の金額が100万円以上のものについて行うものとする。
ただし、単価契約による小修繕工事などで、契約担当者が必要ないと認めたものについては、評定を省略できるものとする。

(評定者)

第3 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、京都府農林水産部土木工事等検査要領（平成25年4月1日付け5農村第464号）第3条に定める検査員、総括監督員又は当該工事等の担当室（課）の長（以下「総括監督員等」という。）及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。
2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
3 評定は、工事にあっては別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとし、業務委託にあっては、別記様式第2の業務成績評定表によって行うものとする。

(評定表の提出等)

第5 検査員である評定者は隨時検査及び完成又は完了検査時に、総括監督員等及び主任監督員である評定者は工事等完成又は完了検査時に、それぞれ評定を行うものとする。
2 評定者は、完成又は完了検査後、遅滞なく評定表を当該工事等に係る契約事務を担当した組織の長（以下「公所長等」という。）に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6 公所長等は、工事等成績評定表について、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事等の受注者に対して、評定の結果を別記様式第3により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 公所長等は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事等の受注者に通知するとともに本庁所管課へ報告するものとする。

(説明請求等)

第8 第6または第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、公所長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第4により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、評定説明書の交付を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に、書面により、公所長等に対して評定説明書の内容についてさらに説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第4－1により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成12年 1月 4日から適用する。

改正 平成16年 2月 1日から適用する。

改正 平成16年 5月 2日から適用する。

改正 平成18年 9月 1日から適用する。

改正 平成24年 6月 1日から適用する。

改正 平成24年 9月 1日から適用する。

改正 平成29年11月 1日から適用する。